

1 「規制改革集中受付月間」関係

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
「規制改革集中受付月間」の定着化	内閣府	a 国において、今後とも規制改革要望が各般の国民各層からより広く抽出され、一層実り多い成果を得ることができるよう、平成19年度以降も「規制改革・民間開放集中受付月間」活動を継承し、定着化を図る。	逐次実施			(内閣府) 平成21年においても、引き続き「規制改革集中受付月間」活動を実施し、その結果、各府省において実施、検討等を行うとされた51項目について、行政刷新会議に報告を行い、公表した。 また、平成22年1月からは、「国民の声」にて、規制・制度に関する提案受付を実施している。その結果、各府省において実施、検討等を行うとされた90項目について、「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について」として閣議決定し、公表した。
		b 常に検証・評価(自己評価は勿論、外部評価も含む。)を行うことで、適宜、その運用・手法等のより一層の充実を図る。				(内閣府) 受け付けた提案については、必要に応じ、「行政刷新会議規制・制度改革に関する分科会」における審議のうえで、政務間折衝を行うこととするなど、実現可能性を高めるための措置を講じた。